公　告

諸　事　項

信託会社等営業保証金取戻し公告

信託会社等営業保証金規則（平成16年内閣府・法務省令第２号）第13条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社あおぞら銀行
２．住所　東京都千代田区麹町六丁目１番地１
３．代表者の氏名　大見　秀人
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（自信２）第４号）の営業保証金につき、信託業法第50条の２第12項の規定により適用する同法第11条第６項の権利を有する者は、令和９年４月19日までに信託会社等営業保証金規則様式第５による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月16日

関東財務局長　彦谷　直克

観光施設財団

沖縄県名護市大中一丁目19番24号**株式会社ジャパンエンターテイメント**の観光施設財団に国頭郡今帰仁村字呉我山中山原553番地１ＪＵＮＧＬＩＡ　ＯＫＩＮＡＷＡの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年10月16日

那覇地方法務局名護支局

公示送達

平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条で準用する同法第42条第２項ただし書及び第３項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和８年10月16日　法務大臣　山下　貴司

１　送達を受けるべき者に交付した異議申立受付票に付された異議申立番号及び異議申立日
⑴　Ｊ東07―169、平成19年６月25日
⑵　Ｊ東13―306、平成25年２月14日
⑶　Ｊ東13―724、平成25年４月26日
⑷　Ｊ東13―812、平成25年５月22日
⑸　Ｊ東14―198、平成26年２月７日
⑹　Ｊ東14―1614、平成26年10月14日
⑺　Ｊ東14―1618、平成26年10月20日
⑻　Ｊ東14―1695、平成26年10月29日
⑼　Ｊ東15―1442、平成27年６月14日
⑽　Ｊ東15―1973、平成27年10月９日
⑾　Ｊ東16―286、平成27年12月３日
⑿　Ｊ東16―287、平成27年12月３日
⒀　Ｊ東16―309、平成27年12月３日
２　公示事項

上記送達を受けるべき者からなされた行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第75条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第61条の２の９に規定する異議申立てについて、当該異議申立てに係る決定書の謄本は、東京出入国在留管理局内で保管されており、いつでも上記送達を受けるべき者に交付するので、その受領方申し出られたい。

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年10月16日　松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　松江地方検察庁　令和８年第２号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　令和８年10月16日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　令和５年１月19日から令和５年２月１日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　田熊寛が氏名不詳者らと共謀し、他人の親族等になりすまして被害者方に電話をかけ、電話の相手が被害者の息子等であり、同息子が至急現金を必要としているので、同息子の代わりに行く者に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、同息子の代わりに行く者になりすました田熊が、被害者に対し、同息子が至急現金を必要としており、田熊が同息子のために現金を預かるものと誤信させ、現金の交付を受けてだまし取った行為。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　被害者の息子等になりすまして被害者方の固定電話に電話をかけ、至急現金が必要であり、代わりに行く者に現金を渡して欲しい旨うそを言う。
⑵　代わりに行く者として使用された名前等
　オリエンタル工業のワタナベ、友人のタナカ、会社の上司
⑶　代わりに行く者になりすました田熊が被害者方付近まで出向き、被害者から現金を受け取る。
５　開始決定の時における給付資金の額　金97万5,000円
６　支給申請期間　令和８年10月16日から令和８年12月18日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　松江地方裁判所
⑵　裁判年月日　令和５年11月２日
⑶　確定年月日　令和５年11月17日
⑷　被告人氏名　田熊　　寛
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
　（事実の要旨）
　被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、財産上の不正な利益を得る目的で犯した詐欺行為により得た現金を隠匿しようと考え
　ア　令和５年１月19日、金沢市のコインロッカー内に現金250万円を隠匿保管した。
　イ　令和５年１月25日、愛知県一宮市のコインロッカー内に現金300万円を隠匿保管した。
　ウ　令和５年２月１日、松江市の店舗トイレで、現金105万円を共犯者に手渡して隠匿した。
　（罪　　名）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
　〒690―0886　島根県松江市母衣町50番地
　松江地方検察庁　被害回復給付金担当
　電話番号　0852―32―6700（代表）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（松江地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（松江地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。